

第十九回 参議院人事委員会會議録第十三号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)午前
十時五十四分開会

委員の異動

五月十七日委員松本昇君辞任につき、
その補欠として、北村一男君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松浦 清一君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

後藤 文夫君
溝口 三郎君
湯山 勇君
紅露 みつ君

国務大臣

加藤 謙五郎君

政府委員

総理府事務官
(内閣総理大臣官房審議室)
田上 辰雄君

人事院事務総
局給与局長 滝本 忠男君

事務局側

常任委員 熊登御堂定君
会専門員

本日の会議に付した事件

○昭和二十九年六月に支給されるべき
国家公務員の期末手当の臨時措置に
関する法律案(千葉信君外六十七名
発議)

○国の経営する企業に勤務する職員
の給与等に関する特例法案(内閣提
出、衆議院送付)

○国家公務員の給与問題等に関する調
査の件(勤務地手当に関する件)

○委員長(松浦清一君) それでは委員
会を開会いたします。

日程の第一、昭和二十九年六月に支
給されるべき国家公務員の期末手当の
臨時措置に関する法律案。日程の第
二、国の経営する企業に勤務する職員
の給与等に関する特例法案を議題に供
します。

なお、御審議を頂きます御参考の
ために、前回御出席にならなかった委
員各位に、昭和二十九年六月に支給さ
れるべき国家公務員の期末手当の臨時
措置に関する法律案に対する質疑の経過
を簡単に私の記憶を辿つて御報告申上
げておきます。発議者を代表しまし
て、千葉委員から提案の趣旨の御説明
がございまして、それに対する御出席
委員からの質疑が行われましたが、先
ず問題になりましたのは、若し期末手
当を、この法律案の通りに支給するこ
とになると、どれくらい予算措置が
必要であるかという質問に對しまし
て、田上参事官から一般職公務員に對
して十一億五千万円、特別職に對して
十二億六千万円、合計三十四億一
千六百万円、政府関係機関の職員に對
して二十五億八千万円、地方公務員
に對して三十二億五千万円、教育公
務員に對して二十二億五千万円合計百
十五億円の予算措置を要する旨の御答

弁がございました。それに対してそれ
だけの予算措置が可能であるかどうか
という委員各位の質疑に對しまして、
加藤国務大臣、田上参事官から早急に
これを予算化するということにはかな
りの難点があるという御答弁がござい
ました。そういう審議の経過になつて
おりますから、それを御参考にして質
疑を継続されたいと存じます。

日程第一の昭和二十九年六月に支給
されるべき国家公務員の期末手当の臨
時措置に関する法律案に對して御質疑
のあるかたは順次御発言を願います。

○湯山勇君 前回御提示になつて、今
委員長の方からそのことを御報告
になりました予算の資料でございませ
うが、これはいろいろ政府から出てお
るものを見ましたのですけれども、ど
うもそういう算定基準が明確にされな
いので、今回その点を一応明確にして頂
くことが、あとの質問にも都合では
ないかと思ひますので、その点前回も
お願いしておつたわけですから、一応
政府委員の方から御説明頂きたいと
思ひますが……

○政府委員(田上辰雄君) 前回湯山委
員の御質疑に對しましてお答えしまし
た数字は、大蔵省で調査をいたしたも
のでございまして、数字的に間違いが
ないということを重ねてお答えする次
第一であります。これは若し期末手当
二五カ月分を増加するとすれば、その
必要な増加所要額という意味で申上げ
たのでありまして、それに対して湯山
湯山委員から前年の六月の期末手当の

問題、その際の〇・二五分の増額分所要
額に對しての場合においても、政府が
提示した数字が、實際上あとになつて
予算計上しました数字と比較して非常
に多いのだ、いつも政府は便宜上増額
の見積をして答弁する傾向があるのだ
というふうなお話でございまして、が、
昨年度申上げた例に對して申しま
すと、先に〇・二五カ月分の所要額
として約九十五億必要であるという
ことを説明いたしましたのであります

が、實際上この二十八年度の補正予
算の計上額としましては七十九億一
千万円になつたものであります。こ
れは九十五億というのとは所要の見込額
として申上げたのでありまして、その
後実は實際上補正予算を組み場合に
おいてはいろいろ査定をいたしました
り、流用をいたしましたりすることを
考へるのであります。前年の場合に
おきましては、一般会計の分として
は、或いは特別会計の分におきまして
も、實際所要見込額と申上げた数と大
差はない、多少は違つておりますが、
大差はないのであります。それから
お政府関係機関として申上げた数字
字におきましては、實際補正予算を計
上した場合と大差がなかつたのであり
ますが、ただ教育公務員及び地方公務
員の予算計上においては相当査定を加
えたのであります。これはもう政府の
一つの方針の問題でありまして、い
ゆる富裕府県に對する支給額を減らす
というふうな査定におきまして相当の
査定減をいたしておるのであります。

これを数字的に具体的に申上げますと
いうと、教育公務員につきましては、
最初の所要見込額が十八億七千万円
であつた、それを査定をいたしまして八
億六千万円にいたしておるのでありま
す。地方公務員の場合は二十六億一千
万円という予定額でありましたのを、
これを實際査定を加えて十八億に
いたしておるのであります。これが所
要見込額と實際の補正予算を計上した
場合の差の出ました原因でございま
して、只今現に問題になつております
百十五億につきましても、今申しまし
た實際問題として、これを仮に予算計
上する場合においては、こうした差額
が出て来ることは、これは起り得るこ
とだと存するのであります。一応所
要見込額といたしましては確實な数字
であるということをお大蔵省も申して
おるのであります。

○湯山勇君 一応それだけ御説明願
ひまして、大体構想がわかりましたの
で、又細部のところは問題に當りまし
たとき伺ひすることにして、その点
こゝまで質問をやめることにいたし
ます。

○委員長(松浦清一君) ほかに御質疑
は……

○溝口三郎君 期末手当の支給率は六
月が百分の五十、十二月が百分の七十
五になつておりますが、勤勉手当の支
給率はどういふふうになつております
か。

○政府委員(田上辰雄君) 勤勉手当だ
けについて申しますと、六月に〇・二

五、それから十二月に〇・五でござい
ますので、合計いたしました年間〇・
七五を支給することになっておりま
す。ついでに期末手当を申し上げます
と、六月において〇・五、十二月にお
いて〇・七五、合計しまして一・二
五、期末手当と勤勉手当を合計いた
しますとその総計が二カ月分、二・〇
ということになっております。

○溝口三郎君 この支給率は昨年の十
二月に改正になったと思うのですが、
この改正前はどのような率になってお
りましたか。

○政府委員(田上展雄君) 改正前につ
きましては、期末手当を申し上げます
と、六月に〇・五、十二月に〇・五、
計一・〇。それから勤勉手当につきま
しては、六月にはありませんでした、
十二月に〇・五、計一・〇・五になるわ
けであります。総計いたしました一・
五というのが特別手当になつたわけ
であります。それが旧の支給率でござ
います。その後昨年にございまして、六
月に〇・二五の繰上支給をいたしました
わけでありまして、そうしてあと補填
をした、そうして十二月には勤勉手当
につきまして〇・二五を加えました、
こういう事情になっております。

○溝口三郎君 昨年七月十八日でした
か、人事院が勧告した場合ですね、期
末手当は六月が七割五分、それから六
月の勤勉手当というのは勧告ではなか
つたわけですが、勤勉手当と期末手当
というのは、合せれば人事院勧告は七
割五分、それから昨年の十二月に改正
したのは七割五分ですが、勤勉手当と
期末手当の区分があるのですか。人事
院の考え方を伺いたします。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院が昨
年勧告いたしましたときには、今御指
摘になりましたように、合せますと
年間の支給率というものは期末手当、
勤勉手当合せて二カ月分、これは変り
はないのであります。その点は政府側
もそのようにされたのであります。が、
その期末手当、勤勉手当の振分けにな
つて参りますと違つております。人事
院が勧告いたしましたのは、只今御指
摘のように、六月には勤勉手当とい
うのは支給しませんで、〇・七五とい
うのを期末手当で出そう、それから十
二月にも期末手当とそれと同じ〇・七
五を出そう、それから勤勉手当は十二
月末に出そう、こういうような構想で
あつたのであります。期末手当と勤勉
手当とどこが違ふかというお話でござ
います。が、期末手当というのは、これ
は勿論出勤には若干関係して参るので
ありますけれども、六月十五日、十二
月十五日という日に在職しておるとい
うことが条件で出さるべき手当であり
ます。いわば一律に支給されるもので
あります。これは非常に生活給的な色
彩が強いのであります。これは日本の
生活慣習に非常によつておるわけで
あります。お盆或いは年末というよ
うなときには、一般の生活慣習とい
まして出費が多い、それに対応す
る、こういうことになつておるのであ
ります。勤勉手当は年末に一週出すと
いうことになつたのであります。が、
これは勤勉手当という以上は、や
はりその勤勉の度を図り、勤務の成績に
応じて支給せられるということが適当
であるのであります。そのために人事
院は勤務評定制というものをいろいろ
考へておるのであります。が、まだ現

在この制度が確立するまでは至つて
おりません。併し確立すればこれを使
いたい。そうすると勤務評定制とい
うものは何回も年間にやれるもの
ではない、大体年一回くらいであつて、
それを期末手当にまあ使おうとい
うことが一つの構想であつたわけであ
ります。まあ六月にも出していいや
ないか、勤務評定のためだけ年一回は
おかしじやないかというお話も勿論あ
ると思ひますが、年間二カ月分程度の
ものでありますならば、大体、そうい
つた配分が公務員の場合適当であらう、
かように考えたわけでありまして。現
在のようには期末手当の額が〇・五と
〇・七五と六月と十二月の場合には違つて
おる、これはまだ、理解しやすいの
であります。が、制度として見ます
場合に、勤勉手当が六月が〇・二五
〇・五といふことになりまして、上
半期努力したのと同下半期努力したの
とウエイトが違ふのかといふような疑
問も出ると思ひます。年終の
やつは年間を通じてといふことにな
つておるのですが、そうすると、又却
つて反対に上半期については二度その成
績が見られるのかといふことにもな
ると思ひます。いろ／＼疑問があ
ると思ひますが、只今の給与法にき
つてあります勤勉手当の割合の取扱
いにつきましては技術的に困難な面もあ
るかと思ひます。ちよつと冗長に過ぎ
ましたが、勤勉手当のほうはできれば
これは成績を加味して行きたい、併し
これも人事院は極端に従来の成績を反
映せしめようといふようなことは考
へておりませんので、でき得る範囲にお
きましてこれを取入れて、場合によ
つては期末手当と同様の取扱ひをされ

省庁もございしますが、趣旨はやはり成
績を加味して行きたい。期末手当のほ
うはこれは定額的に別々に支給され
る、こういう趣旨に解釈いたしてお
ります。

○溝口三郎君 昨年給与の改訂を人事
院は七月十八日にされたんですが、そ
のときに給与の改訂と同時に、給与準
則の勧告を出して給与準則で期末手当
は六月が七割五分、十二月も七割五分
といふことを出された。今の給与局長
の御説明で、期末手当はこれは日本
は慣習になつておる。そして大体確
定して出すといふ考え、勤勉手当の
ほうは成績に応じて支給率を考えると
いふようなことであります。が、昨年は
勧告を六月期末手当を七割五分出す
が、これが確定して出すべきもの、十
二月も七割五分出すといふのが、人事
院としてはこれは妥協的な制度じやない
かといふので出されたわけですか。そ
れが現行法では十二月の改正をしたとき
に、六月の期末手当は五割、人事院の
勧告では六月は勤勉手当は零になつて
おる。それを勤勉手当を二割五分出
すといふようなことで、一年中の期末
手当と勤勉手当の総額は二カ月分にな
つておりますけれども、考え方は大分
變つておるのだと思ふ。そこで今度は
二十九年度にも給与ベースの改訂は大
体になされるお見込みで準備してお
られるかどうか、その点をお伺いして
おきたい。

○政府委員(滝本忠男君) 前段のお話
でございしますが、年間を通じてい
はゆる特別手当的なものを二カ月分と
いふ意味で政府側が出された給与
法の改正案にはそれになつており、国会
でもおきめになりましたもので、その

限度において尊重されておりますが、
これは前回私が申し上げたのでありま
すが、この内訳については必ずしも
人事院が勧告した通りではないのであ
ります。併し人事院は給与法の実施官
庁といたしまして、法律でそうおきめ
になりますれば、それはまあその通り
に実施しなければならぬといふこと
で、現在はこの方針の下にやつてお
ります。今後それでは期末手当、勤勉
手当について二十九年度では若し勧告
があれば、どういふふうに取り扱ふか
という御質問のうちに承つたのであり
ますが、現在我々は各種の統計資料
等をいろ／＼収集し、集計し又一部
析に着手しておるものもありまして
が、まだそういう段階にござい
ます。併し七月十八日までには報告しな
ければならぬといふことが義務づけら
れておるわけでありまして。従ひまして報告
をすることになつておるのであります
が、如何ようにこれをやつて行くか
といふことは、まだ今後の分析研究に
かかつておるようなことでもありま
す。この際お答えを申し上げること
ができませんのであります。今のところ
そういう段階であります。

○溝口三郎君 今御説明ですが、大
体期末手当については、昨年勧告を出
されたときに、これは確定的に人事院は
六月は七割五分、十二月は七割五分が必
要なんだという勧告を出されたので、
今度それが六月は、今法律は五割にな
つておるが、この次期末手当につ
いては人事院が今年もやはりこういうもの
を適用するのが必要なんだという考
え方は、これは變つていないでしよう。
○政府委員(滝本忠男君) 人事院がい
たしました勧告は、この六月の期末手当は

限度において尊重されておりますが、
これは前回私が申し上げたのでありま
すが、この内訳については必ずしも
人事院が勧告した通りではないのであ
ります。併し人事院は給与法の実施官
庁といたしまして、法律でそうおきめ
になりますれば、それはまあその通り
に実施しなければならぬといふこと
で、現在はこの方針の下にやつてお
ります。今後それでは期末手当、勤勉
手当について二十九年度では若し勧告
があれば、どういふふうに取り扱ふか
という御質問のうちに承つたのであり
ますが、現在我々は各種の統計資料
等をいろ／＼収集し、集計し又一部
析に着手しておるものもありまして
が、まだそういう段階にござい
ます。併し七月十八日までには報告しな
ければならぬといふことが義務づけら
れておるわけでありまして。従ひまして報告
をすることになつておるのであります
が、如何ようにこれをやつて行くか
といふことは、まだ今後の分析研究に
かかつておるようなことでもありま
す。この際お答えを申し上げること
ができませんのであります。今のところ
そういう段階であります。

七割五分でございます。併し先ほど申し上げましたように、すでに法律でどういうふうにおきめになったものでございまして、従いましてその通りに人事院としてはその趣旨を尊重してやつて参つた次第であります。只今のところはこれにより考えております。

○溝口三郎君 ちよつとそれに関連してお伺いしたいのですが、大體人事院では本年度の給与の調査の報告を七月の中旬には出す見込みで準備してある。恐らく私はその調査の結果によれば、昨年七月勧告なされた給与ベースの一万五千四百八十円ですか、それは昨年の七月一日現在の民間企業調査の実態から、公務員としては一万五千四百八十円にすべきだという勧告を出されておる。そしてその後の一年間たつた今年の調査の範囲を、調査の対象と言いますか、昨年は十万人を対象にしてやられて、そして三月三十一日現在大體十万人の予定のうちで七万人をとつて、一万五千四百八十円というベースが出たように何つておる。今年こゝういふ緊縮政策をやつて、そして給与がそれ以後の実態がどの程度に上昇したか、又横ばいであるかというふうなことは、これは非常にむずかしい問題があると思うのです。その通りに民間給与の実態の報告を出される場合に、私は昨年もそう言つたのですが、毎年今まで人事院の実態調査の対象が變つて来ておつた。前には三万人ぐらゐのものが急に昨年は十万人にやつたのだが、そのうち適當なのを七万人とつてあつた。又十万人出したから、昨年は十万人の分はそれは発表してもらわなくてもいいのだと申上げた。そこで今年はこの実態調査の対象は、昨年

と同じものをやつて行くのかどうか。今度その報告を出されるには、昨年の七万人の不當なものがあれば、それは修正してもいいが、大體は昨年の対象のもの、それ以後の一年間の調査をなさいまして、それで本年の実態の比較を出されるという方向でやつておられるのですか、それをはつきりと何つておきたい。

○政府委員(滝本忠男君) 昨年は勧告を急ぎましたために、我々はほゞ只今御指摘のありましたように、調査人員にいたしまして十万人程度実地調査をやつたのでございまして、十万人全部集計いたしておりますが、十万人全部に合わないという状況が出て参りましたので、実地調査をいたしたム・サンプルによりまして七万程度更に再抽出いたしまして、そうして集計を急いだわけでありまして、で、全部の結果はどうかというお話でございまして、これも一応取りまとめております。これはそれほど大差はないということです。この結果が出ております。去年も計画を持つたのでありますが、今年もあらかじめ計画をいたして、より一層十分に用意をしてかかりましたので、去年と大同小異の十万程度でございまして、勿論部分的には修正したのもございまして、それを更に圧縮して集計いたすという考えはございませんで、出た集計の結果は全部これを使つて集計いたそうと、このように考えております。ただ附加して申上げておきたいことは、すでに一般職の国家公務員の範囲から、一般職の給与法が適用されます範囲から五現業が除かれ、又今回は五現業の給与特例法というものが審議の途中でございまして、若しこれが通過いたしますれば、又一般職の給与法の適用者の中から二万人程度が抜けて参るというふうなことになるので、あとに参ります一般職というものは、おおむね行政権を行使いたします人々でありますとか、或いは企画業務に従事した者でありますとか、総じて現業的色彩が非常に薄くなつて参ります。そういうふうになりうが、その比較というのはいさうなことであるかというところにならうと思つております。我々が俸給表を作定いたしました場合には、三つの条件があるものであります。その一つは生計費、その第二は民間給与、第三は人事院が適當と考へるような条件、この三つがあるものであります。その中で従来の生計費と民間の給与という点を二大眼目にいたして俸給表を作定して参つたのであります。現在のうちにに公務員の実態というものが民間の実態とよほど趣きを異にして参るといふ段階に達しました現在におきましては、これは第三の要因である公務員本来の給与とは一体如何なるものであるかというところを改めてこの際考へるのが適當であらうと、このように考えております。又民間の給与と比較いたすというが、従来やつた方法が最善のものであるかどうか、それから生計費の計算といふことも従来やつた方法が一番いいのであるかどうか、この辺の検討もあらうかと思ひまして、そういうことも皆いろ／＼勘案いたしまして、今後の研究を進めて参りたい、このように考えております。

○委員長(松浦清一君) 加藤国務大臣は午前中ならぬいそですが、午後は衆議院の内閣委員会に御出席になるのでございまして、先になつて御質問したいと思ひます。

○溝口三郎君 今委員長から御注意があらまされたが、人事院が今年給与改訂の勧告をするかどうかについては、調査の方法なり発表なりが私は重要な問題があると思う。それについてよく加藤国務大臣も将来考へて頂きたいと思ひます。それでもちよつと人事院に何つておきたいと思ひます。先ほど給与局長の御説明では昨年は急いだから十万人の調査のうち七万人をとつて三月の末日現在でまとめ、あと又十万人の分をまとめたが、一万五千四百八十円のベースとは大した変りはない。今年は大體十万人の分をそれを集計して三月末日現在でやるのか、あと少しづつして三月から五月までの平均でやるのか、そこら辺がはつきりしませんが、今おしるに御説明になりました国家公務員自体の分もあるし、生計費の分もありますから、それらを考慮しなければいけない、こういうふうには言われるが、総合的にやると、昨年勧告したときの基礎的の数字と今年の分と食違つて来るだらうと思ふ。そうすると、今年のよりな時期になると、例えば毎勤の給与総額において昨年の四月から今年の四月までの一年間に大體全産業で一割二、三分は上つておるのではないかとこのことになつておる。それを今度人事院が出す場合に、それが五割になるか、六割になるか、やりようによつては非常に違つて来るのではないか、はつきり私は昨年

やつた例があるならば、それと比較できるうちに、基準はそう變えないものを発表して頂きたい。そのほかに当然国家公務員の給与そのものが主体になつておるのであるから、そういうものについて比較検討したものを御意見として出されるならば、これが一番いいと思ひます。比較の基準がしよつちやう變つておるような勧告では、一割の引上げならいいが、五割ならこれを勧告しないといふことにもなり、操作のできる範囲が非常に大きくなる。その点をはつきり方針をきめて頂きたいといふことをお伺いしておる。もう一つは勧告を七月半ば頃に出しになるようですが、それが五割以上にならないと勧告するかもしれないからなというので、恐らく昨年の四月一日現在に比べて、毎勤調査が一割二、三分上つたら、当然その通り勧告をなすべきである。それに基いて今の期末手当の支給率なんかについても、やはり變つて来るのではないか、昨年給与改訂の勧告と共に給与率の勧告をされたが、給与率則についてはまだ実施してないのですが、それは改訂の必要があれば、やはり今度七月半ば頃に給与問題と共に給与率もお出しになる見込で準備しておられるのですか、その点も伺いた

い。

う点につきましては、いろいろ現在の情勢が従来と変わつておる事情を先ほど御説明いたしましたのでございますが、又それに併せて期末手当の問題も出て参ろうかと思ひます。そのときにこの問題は我々としては併せて考へて参りたい、このように考へております。なお、給与準則を勧告したのが取上げていない、これについてなお改訂する必要があるかどうかというお話であります。我々としては併せては勧告いたしました給与準則につきましても、なおその後納めず研究を重ねておりますので、この点の新しい研究も、勧告といふことをするならば、当然これを附加したいと考へております。

○委員長(松浦清一君) はかに御質疑ございませんか……。

それでは本件に関する質疑の残りは次回に譲ります。

○委員長(松浦清一君) 日程第二の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案に対する質疑のあつたは順次御発言を願ひます。

○溝口三郎君 この特例法案につきましても何いいたしたいのですが、公労法に定める五現業の職員が適用になつて、昨年の六月一日現在で、林野の職員、郵政の職員が調停に従つて約二号俸くらいずつ給与が引上げになつた、その当時にそれに関連して管理者、監督者の給与が不均衡になつた。つまり二号俸現業職員は引上げになつて、二万二千人の郵政職員の管理者等はそのままになつてゐるので、不均衡になつてゐるということから、昨年の十月七日、十七日の衆議院の郵政委員会の会

議録を見たのですが、問題になつてゐる、そうしてその頃の調査をもとにして衆議院の郵政委員会では政府に対する要望を決議しておる。非常に不均衡になつてゐるのは、これは一刻も早く是正しなければいけない、政府は適切な措置をとつてもらいたいという要望をしておられたのですが、その当時の政府の説明を會議録で見ますと、郵政職員につきまして不均衡の是正をやる場合には、七億円の財源が必要なのだ、そのうちの四億は給与の分である、三億は特別調整額に相当するのだ、不均衡の是正はやらなければいけないし、特例法も出したのだけれども、七億円の財源の必要なものについては、まだ出ず腹積りもできていないのだというような答弁があつたのです。今度この特例法案ができた。私はこの特例法案について不均衡を是正するならば、当然予算措置が必要なのだろう。で、どの程度の予算措置が伴つておるのかという質問をこの前の委員会でしたのでございまして、それが、それに対して田上参事官は五現業全体を通じて約二億六千万くらいで済むのだ、二十九年度の予算には特別にその経費の増になる部分は含んでないのだ、が、やりくりをしてやれば賄えるのだというような御答弁があつたのです。が、なお、この法案の要綱につきましても、要綱の第三の給与総額について、この法案の適用される職員の給与総額は「予算で決められた給与の額をこえないものとする」、不均衡を是正する意味で昨年の十月頃は七億円の財源が必要のだから、この法案は出せないといつたが、今度これが二億五、六千万円で済むのであります。要綱で

は予算は増額しないのだ、その範囲で賄うのだというやうなことで、これははつきりしない点があるのです。やりくりするのだというが、そんなたくさんの金を予算の操作としてやりくりできるのかどうか、そこをはつきりしておく必要があると思ひます。この点を明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 溝口委員のおつしやいました昨年七億円の不均衡を是正するために必要だという話があつた——こういうことにつきましても、私その間の事情を存じませんで、どういふ数字に基いたかお答えすることができないのを遺憾に存じます。が、私に關する限り、先般申し上げました不均衡を是正するに約二億六千万円を五現業で必要とする申し上げたことにつきましても、お答えをいたしたいと思ひます。が、この二億六千万円を不均衡を正に必要としたすにかかわらず、これに対する予算的措置は本年度予算に用意してはならないのでございまして、従つてこの二億六千万円を何とかがやりくりをつけてこの不均衡を是正するのだとは申し上げられないのであります。で、私が申し上げましたのは、既定予算の範囲内でできるだけの措置をいたしまして、この不均衡を正を一日も早く、又できるだけやうに五現業関係の各省において配慮をいたしておる、こういうことを申し上げたのであります。恐らくこの不均衡を正は、来年度予算につきましては当然是正をし、この特例法が通りますれば、この法令に基きまして不均衡を正の線に沿つた予算要求をいたすのであります。よろし、法律に基いての要求であります。

すから、これも計上して国会の御審議を願うやうな段取りにならうかと思ひます。今日のところ特に予算的措置をいたしておるわけではありません。ただ各省予算におきましては、それ、給与に關する費用もございまして、その範囲内で差当りでもできるだけの不均衡を正を図りたい、こゝういふ意味の過渡的な給与準則を作りたといふことを申しておるのでございします。その範囲で御了承を頂きたいと思ひます。

○溝口三郎君 この点は私は一応明確にしておく必要があるのだと思ひます。それは先ほど申しましたように、昨年の十月の七日から十七日にかけての郵政委員会における質疑をあとから読みますと、七億とか四億とか、いろいろな数字が出て来ますが、それは昨年の六月一日現在くらいのものに基づいて、現業職員は二号俸上つたんだ、監督の職員はそのままなんだというところから、一人について監督の職員は大体十七、八百円不足なんだというやうなところから、二万何千人を掛けると四億そこらという数字が出てゐる。それでそういう質疑に対して政府もそのまゝの答弁をしてゐる。私はそれははつきりしたらいんじやないかと思ひますが、そこでこの前にちよつとお伺ひしたので、こゝういふ資料を配つて頂いたんです。そうしたら級別の定数というものは、みんな違えてしまつたんだ。例えば十級という級別の定数は、二十八年度には三千人あつた。それが二十九年度には一万人になつてゐるのだ。一人については一年に五万円くらい上るわけなんだ。ところが二十八年度には十級は三千人くらいをやつ

が、二十九年度には一万人になつて、六千万くらい上つてゐる。もつと細かく言つと、七千五、六百万上つてゐる。それは一人については五万円くらい年額違う。いつこゝういふやうに急に級別定数が變つたのかといふことを私は人事院のほうでも調べてみた。これは昨年の八月一日にこゝういふ級別定数を変えたんです。人事院は八月の一日に臨時に、臨時じやない。十級、十一級といふのを括弧内にくくつて、その中は各省が適当に級を上げていいんだといふ指令を出したので。人事院指令、それに基いて全部變えたんです。それは八月一日なんです。が、そういう事実はこの前の私は委員会にも田上さんに伺つたが、はつきりしてない。そうして昨年の二十八年度の給与、基本給、それについて二十九年度は一割四分、十二月の国会で給与の改訂は一割四分になつてゐる、平均して……。ところがこゝういふ基準をみんな昨年の八月一日に變えてあるから、二十八年度の予算とそして二十九年度の予算と比べますと、郵政の二万二千人の給与については三割三分上つてゐる。普通は一割四分かそこらしか上つてゐない。ほかの各省をみんな見ましても、給与は一割四分くらいしか上つてゐない。昨年こゝういふやうに級別定数をみんな變えて、それはそのときに予算の範囲内で欠員があつたから一応五、六千万円をうちに充当して一割くらいずつ上げた。普通の各省が一割二、三分給与の改訂をやつて、それから国会で勧告を出して、それを呑むか呑まんかといふことを大分問題にしてゐるやつが、ただこゝういふ取扱ひ方で三割三分も給与が上るやうなことを、どう

○政務委員(田上辰雄君) 郵政省当局の話を只今聞きまして、それによりましてお答えをいたしたいと思つておりますが、先般、昨年の不均衡は正に七億円が必要であつて、そのうち四億円が給与の關係で必要であるという郵政委員会におけるその当時の数字が、その当時の不均衡の实情に基いてその数字が必要であることを申上げた、その後現在におきましては、その後の級別定数の変更その他の方法でアン・バランスの是正を郵政省としてはできるだけの配慮を払つた、そうして現在アン・バランスの是正が或る程度でできました形におきまして、只今完全な不均衡は正をいたしますのは、二億五千万円程

職員のそれを一万人殖やした、それから十一級というのは五百八十人を千九百人に殖やした。指令に基いてそういうふうになつて、そういう級別を上げて行つたんです。そういう指令の範囲内ではこれは適当に各省やつてもいいのだという指令を人事院は出している。それを予算の範囲内でやる、そのときの予算の範囲内ではやつても、二十八年度の予算には大して影響がないが、二十九年度の予算になると三割三分も上つてしまふという問題が出て来る。だから今お話の科目流用でなくて、基本給の中で恐らく二十八年度には五十九億あつた。二十九年度には六十七億になつてゐる。三割三分上つてゐるんで

と思う。その点を昨年八月一日にや
つて、各省にそういう指令を出して
いるのだが、ほかの省の予算を見て、そ
んなに大した変化はしていないと思
う。予算も大體基本給については、ど
う操作しても一割四分引上げの程度だ
つた。三割三分もその指令によつて操
作して上つたようなものはほかに私
例は余りないと思う。そういうような
ことについて、何かその当時人事院は
この問題で御協議になつてゐるのか、
お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 溝口委員の
只今のお話に誤解がおありになると思
うのであります。八月頃郵政委員会
で申上げたという給与に、四億円の是

けれども、職階制そのものではないのでございまして、我々は今後職階制をやりたいと思ひまして、それで昨年の七月十八日に給与水準引上げに合せまして、給与準則を勧告いたしておるであります。で、この給与準則が実施になりますれば、完全にこれは職階制が実施されたことになるのであります。が、現在職階制は実施されておらないのであります。先ずこの点をあらかじめ申上げておきたいと、このように考えます。

で、我々の勧告いたしました給与準則におきましては、職務と責任の段階は八段階になつておるのであります。現在の職務の級は十五級であります。

をくつたのであります。その点は階級制にもとるようなことをやつてゐるのではなく、むしろ職階制に合はして、現在の不合理を直すということをやつたわけでありす。

郵政がそのために三割近くも昇級したというようなお話がございますが、この点もどうも私は直ちにお話の通りであるというふうには、なか／＼考えられないのであります。このことによりまして、恐らくは郵政省において措置されたのは、現業におきます郵便局長、こういつたクラスで従来職務と責任の段階から言えば相当高く評価されて然るべきものが、職務の級、即ち学歴とか経歴年数によりまして、

本当に低い級に抑えられていた、こういうものを或る程度引上げるといふことをしたのであると、このように考えますので、その範囲というものは極く局限せられていないか、このように考えます。従いまして平均的に三割そのために給与水準が上昇したといふことは我々ちよつと考えられないのであります。そして、くりまして上げます場合にも、もう無条件に上げるというようにはいましておきません。現在の給与法におきましてはやはり給与法のルールというものがございまして、その一つの職務の級に何年在級した者については上げる、こういうような方式をとつておりますので、これはやはり一定の範囲に従つて運営される、このように考えております。

○委員長(松浦清一君) 速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(松浦清一君) 速記を始め。○溝口三郎君 もう少し伺いたい。が、私は今の給与局長の御説明はその通りだと思つてあります。ただ私は給与準則の勧告を昨年の七月中頃になされた、そして八階級に整理する。それは整理して私もいいと思つておりますが、その給与準則のそれを制定するのだから、法律に今でも何かなつていない。それで七月十八日頃にそういう勧告になり、いつまで経つても法律になつていないものを、人事院規則で八月一日になつたら、それを皆はずしてしまつたのだ。その内容は私は大分違ふと思つておる。そこで先ほど給与局長の御説明では、そう大した予算

の影響はないだらうという。予算の組み方についても、私は聞いて来たので、それは級別の定数に級の中央号俸を掛けて、そしてそれを加えたものに、各省で調整したというものが四割か五割あるというやうなやり方でやる、八月一日現在では二千人のやつを一万人にしても、これは変らない。途中でダブつてゐる。九級のうちに何号か入つてゐる、八級のうちに何号か入つてゐるのも、五階級ぐらいダブつてゐるのだから、そういうのを減らしても、それはそのときには一号上つたけれども、翌年度の予算になると、それは五号上るのです、当然に。それはそれやつて計算すると、今のやうなやうに大幅にやると、翌年度には三割三分予算上つてゐるのです。この人事院の指令で、本指令の規定は、予算の範囲内で実施しなければならぬといふのは、給与局長、そんなことになるから、よく自分はわからないといふのは、わからぬで予算の範囲内といふのは、二十八年度のことで考えていた。二十九年度にやういふことを、若し方法としてやれば、予算なんといふものは、給与原則改訂なんといふものは、一割四分でなくて、三割ずつ皆上る。予算の範囲内でやるといふことは、人事院はどういうふうに考えているのです。二十八年度のことでなくて、二十九年度、やういふふうに影響するのだ。そしてやういふことをやるときは、人事院は大蔵省の同意を得なくともできるのかどうかといふ、取扱い方を私ははつきりしておく必要がある。それをお伺いしたい。

田上さんのさつきの御答弁で、六月一日現在でやつてゐるのだと言つが、昨年の會議録を読んでも、やういふことは書いてない。明確にしておく必要が、私はあると思つてゐるのだ。が、六月一日現在でやつてゐるのだ。私は今まで一生懸命読んで見たが、わからぬから、伺つてゐるうちに、現在はやういふことを言つてゐないものだから混乱してしまつた。それのもとはどうかといふと、人事院の指令にあるのだ。人事院の指令は今給与局長のお話では、二十九年度の予算のことは余り考えていないらしい。やういふことでやたらに出すことは、将来私は混乱する。人事院が廃止になるかどうかはわからぬといふ新聞に出ていた。恐らく衆議院のほうでは、私もやういふやうなことで、新聞に出ていたから、今まで通り一年か二年、人事院の指令は出るのだから、今回改正法案では、指令はなくなつてしまふことになる。若しああいう、国家公務員法の改正法を本当に今度やるといふことになる、その指令の取扱法はないほうがいいのか、あるほうがいいのか、これは大きな問題だと思つてゐる。十六条は国家公務員法の改正法案を出すといふのは、一番大きな問題がある。もう一遍、昨年の八月の二十六日に出してゐるのです、指令を。田上さんは十月の幾日だなんて、やういふやない。八月二十六日に指令を出して、八月一日に遡つてやつてゐる。そのときに、各省わかつてゐるのだと思ふ。

○政府委員(滝本忠男君) もうその翌年度の予算に響くことをやつちやいけないうやないかといふやうなお話でございませう。それはまあ、誠に御尤もなお話だらうと思ふ。ただ併し、昇給とか昇格とかいふものは、すべてこれは大きなものでありまして、翌年度の予算に響かないといふわけにはなかつた。行かないのじやなかつたかといふやうに思ひますし、又ベース・アップといふやうな問題でも、当面的問題として、そのベース・アップに幾らかかるかといふお話であるのであります。これはやはり本給を上げることでありますから、将来に亘つて、ずつとかかつて行くであらう、やういふことは、或る程度皆さん承知の上でやることにならうか、このやうに思ふのであります。ただ、我々予算の範囲内と言つておりましたが、二十九年度におきましても、当初予算が組まれておりますし、若し仮に補正予算があるといひますならば、その予算を加えて、範囲内といふことに考えておるのであります。大体人件費予算の組み方といふものは、従来現員現給方式といふやり方で組まれていたために、人件費予算といふものは、やういふことから行きますと、なかつた規制がとれなかつたといふやうなことがあつたのであります。今後におきましては、定員定額方式、先ほど御指摘がありましたやうに、或る中間号俸を抑へまして、その職務の級に定員を掛け合せ、それに若干のアルファといふものをくつつけてやるという方式で予算は組まれております。いわばその予算の範囲内においてこの定員といふものを確保し、昇給さす必要があれば昇給さすために欠員を置くという、予算の立て方になつておりますので、我々もやういふ前提の下に考えるといふことであります。

更に附け加えて申上げたのであります。先ほど申した点につきまして、言葉が足りませんが、誤解を生じたと思ひますが、給与準則でやうやうと思つておつたことであるから、これを指令でやつたといふふうに申上げただけでは足りないのです。現在の給与法の運営におきまして、定数といふ一つの制度がある。級別定数といふ一つの制度でございまして、この制度がありますために、現行給与法においては、学歴、経験年数といふもので、昇給なり昇格なりの一つの基準があるにもかからず、やういふ一つの、別の、全く縁もゆかりもない、と言つてはちよつと言ひ過ぎますが、全く無関係の一つの要素がにやつと横から出て来た形です。やういふもののために抑えられておる現在の給与法が、学歴なり経験年数なりによつて運営されるということが前提であるにもかからず、定数に制約がありまして、昇給、昇格ができないといふ人々が大部分ある。或いは外に出ておる人々がある。このことは、現行給与法の一つの欠陥であるわけです。やういふことは何と申して置しようといふことが、国会でもたび／＼お話が出ておりますし、我々も實際仕事をやつてみまして、これは何とかしなければならぬことである、このやうに考えております。現在人事院がやつておられますことは、人事院指令を出す権限は人事院にありますし、それは公務員法並びに給与法の条項によつて、人事院に委任されておる事項であります。当然人事院が行使し得る一つの権限であります。その範囲でやはり現在の給与法の運営上の不合理を是正したい。そのことは、併し仮に、仮と申しまして、これは公務員法上或る程度の約束がしてあるわけです。その給

らなくとも、この法律は一つ通すべきなんだということをはつきりしない
と、二億何千万円の予算がなくて法律
が出せないということとは、緑風会では
そういう予算を併りような法案は出さ
んという趣旨であるから、財源はある
のだということをはつきり言われたら
いいのです。

それからもう一つ、これは具体的な
問題なんです、この点をはつきりして
おきたいと思うのですが、この法案の
第四条に該当すると思うのです。今の

問題で昨年の六月一日に現業の公労法適用者には大抵平均して二号奉ぐとい

上つておるのだ。例えば四十号なら四十号について、一般職の俸給に対して公労法適用者のは千二百円くらい上つてゐる。それから管理職員のは先ほど来のお話で八月一日に大多数の人が一号上つてゐるのだ。四十号は四十一号

に上つてゐるのだ。それは七百四くらい上つてゐるのだ。そこでこの前の委員会にも大臣から御答弁があつて、一元化するとか何とかと言つたのですが、あの俸給表をこの第四条に基いて公労法の適用するの俸給表に一元化するの。そして公労法適用者へ管理

者との将来の均衡をとらなければい
かんといいことになると、大体公労法
の適用者は一号上つたのだから、管理
者も一様に二号上れば均衡はとれるわ
けなんです。公労法の適用者は昨年六
月一日に二号上つている、管理者は一

上つてゐるのだ、今の操作では……。そこで今度俸給表は一つにするのだということにすると、管理者と公労法の適用者との均衡をとらなければいかんということになる、管理者が昨年特別昇給をやつて一号上つたやつは一号

下げて、四十号なら四十一号に上げたが又四十号を下げて、そして四十号の公労法の号俸表を適用することになれば、郵政の職員は全部が大体二号俸上つたことになるのです。そうして非適用者の予算も二十九年度の予算にあるから、そういうふうに四号に基いて号俸表をどれを使うのだということ、具体的には一番踏台になることだと思ふが、こういうことは基準をはずり書きしておかんとどつちにも使えないようなことになると思ふ。

もう一つ関連して、こういう一つの特例法にまゝ林野のも出て来る、郵政のも出て来る。林野のも昨年は現業職員はベース・アップをやつたが、ここに資料が出ていないが、林野のほうには各号について二百四程度しか上げてはいないで、一般職と現業とは同じ給与表を使つてゐるのじやないか。そうして林野のほうの現業のかたは二号くらい引上げてゐる。そして管理者の職員は千四百人くらいあるが、これは先ほど申したようなあの操作は一つもしてないから、林野のほうはこういう法律が出てても財源は私はないんじやないかと思ふ。林野の取扱いは方と郵政の取扱ひ方にちよつと不均衡が出て来る。林野のほうはこれをやつても財源が出て来るわけではない。一方は三割三分ベース・アップしてゐる、林野のほうは一割四分しかベース・アップしてない。こういうことで林野は財源がないし、このほうだけはあるのだというやうなことで不均衡が出て来るのです。そこで一体号俸表というのは第四号ではどれを使うのだということ、これを明確にしておかんと非常に不安心な点が出る。これは千葉委員がこの

前にも言われたように、或る大臣が来るとそれを下げるやうなものを出して来るのであつて、これは常識的にはそういうことはありせん、大臣は言われるが、どの程度上げれば均衡がとれるかというのを、今私が申し上げたやうなことから明確にしておかんと非常に不安心な点がある。それをどういうふうに取り扱うか、郵政の場合はどういうふうにするのですか。それから林野の場合もこういうことであれば、実施ができるのですか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) 只今溝口委員のおつしやいましたやうな管理者と一般職との不均衡が生じますので、この給与準則を制定いたします際には、具体的個々の問題につきまして、お話のやうな不均衡の起らないやうに下げべきものは下げて、そして俸給の枠を合せるというやうな措置をいたす予定になつております。なお、先刻来いろいろお話のありました郵政委員会における御説明の数字と只今申上げておきます二億五千万円、郵政の場合においては二億五千万円でありまして、その数字との関連につきましてはよく調査をいたしまして、その上での確にお答えしたほうがよいと思ひますから、さやう御了承願ひたいと思ひます。

○国務大臣(加藤謙五郎君) 先刻溝口君よりお話がありました、国家公務員法十六条の人事院規則をそのまゝ人事院に任せておくというのではどうであるかという御意見でございましたが、今度の改正は先般申上げましたごとく行政機構改革の一環として、従来内閣直属のものを総理府の外局にしたという

行政機構改革の立場からいつたものでありまして、人事院はやつぱり、一般公務員に対しては御承知の通りに団結権とか争議権とかというものがありませんので、成るべく人事院の独立性を尊重したいという意味で、今回の十六条の改正に着手しなかつた訳合でございまして、この点は御了承願ひいたします。

又只今郵政のほうは或いは会計が多量に上から融通することができると、これが不均衡になりはせんかという御質疑でありまして、御尤もだらうと思ひます。五現業各員に付きましても今度の特例法は実施やつてみますという、やはり各業ごとに不均衡の起きるやうな実情でなかつたかと思ひます。けれども、今回の特例法の眼目というものは、公労法の適用のものと非適用のもの、余りに同じところで同じ仕事をしておりまして、不均衡であるから、それをとにかく一応直してみたいというのが趣意でありましたもので、それから、そういう各現業ごとに不均衡を生ずるであらうと思ひますが、できるだけその均衡を図るやうに漸次いたしたいと、こう思つておるやうな次第でございます。

○溝口三郎君 今加藤大臣から御説明がありました、それで結構なんです、人事院の總裁の権限をできるだけ尊重するからという御趣意はわかるのですが、私がさつき申上げたのは、十六条の十三国会と今度の取扱ひ方がその趣意が一つも一貫してないのだから。今の大臣のお話では、人事院總裁とか委員長の権限を尊重するが、十三国会では規則の制定権につきましては、総理大臣の承認を得ると書いてあつた、

これは委員長なり人事院總裁の権限を絞ることなんです。今度はそれを外してしまつたから、これは委員長なり總裁の権限を一応尊重したのだらうと思ひますが、今度はそのうちの人事院の指令の問題です。指令の問題は十三国会ではどういふやうにでも無制限に指令を出した。それでどういふ問題ができた。ところが今度そういう指令は全部抑えてしまつたわけです。それじや十六条のうちでもちがはくなくことになつてゐると私は思ふのです。

もう一点、田上さんにお伺ひしておきたいのです。先ほどの御答弁で大体わかつたのですが、二万何千人の個々の不均衡があるのを是正するのだが、この法律が通れば、その日から施行になるのだが、二万何千人個々について検討するといふやうな……、一律に一号上げたのでもなく、何かそのうちの大多数の者を上げたとか、そして今度の俸給表はこれを適用するのだから、これがまだはつきりしないが、ばつきりして頂きたいのは、あの公労法の適用の俸給表一本にするのかどうか、そして問題はそれに対して二万二千人の不均衡のないやうに今度降給するの、下げるのも出て来るのかというやうなことになるが、そういう操作をなさるのかどうかということ。そしてこの法律は公布の日から施行するといふが、それは六月一日頃から具体的にみな動くやうになるのかどうかということをお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(田上辰雄君) この給与準則をきめましますのは、たゞ／＼申上げますやうに、公労法適用の職員と今回救済されるいわゆる非適用職員とのア

ンバランスを是正したい、こういうわけに給与準則をできれば一本にする。つまり言葉を換えて言うならば、公労法適用職員と同じ給与準則で取扱われるやうにしたいといふのが眼目でありまして、併し過渡的な事情下においては、給与準則を一本にしない。これは予算の關係等一度に同じやうにできないという場合には、二本建の給与準則ができるかも知れない、できるであらう。併しながらこれは飽くまでも過渡的な状況下における問題であつて、直ちに給与準則を一本にすることはできないであらう。併しやうが、行く／＼は給与準則を一本にするという方向で、これもできるだけ早い機会に内容的にも、過渡的な事情下においても、できるだけアンバランスを少なくするといふ方向で進めて行きたい、こう考へております。

○溝口三郎君 それは私は重要な問題だと思ひますが、この法律案が通つたならば、もう今週中にきめなければいけないことなんです。それであれに基いて俸給表はどういふものを使うか。今の一般職の俸給表と公労法適用者の俸給表は一号について一千二百四くらい違つてゐる。その一千二百四上げたほうの公労法の適用者の俸給を一本にして、そして管理者のほうは、一号下げて、それを適用することになれば、丁度昨年の六月に戻つておの／＼が二号ずつ上つたことになるが、そういう事情なのかを伺つた。そうすると、今の田上さんのお答では、過渡的には二本建になるかも知れない。そうすると公労法はきまつてゐる。一般職もきまつてゐる。その中間のやうなものを、法律が公布になつてから中間表を拵えら

れるのかどうか、それをはつきりしておきたい。

○政府委員(田上辰雄君) 俸給表の問題につきましても、これを直ちに一本化するということは、予算の見通しがつきません間はできないわけでありまして、その点は溝口委員の御期待に副い得ないと思ひますが、これも過渡的な間だけで、できるだけ速かにその是正を實行して行きたいと思つております。

○溝口三郎君 そういたしますと、この法律案は仮に今週中に通ると、施行期日は、この法律は公布の日から施行するとなつておりますが、大体今週中にこの法案が通ればいつから施行する見込でおるのですか。

○政府委員(田上辰雄君) 公布の日から直ちに施行いたしますが、只今申上げるとは給与準則の作り方の内容の問題であります。この法律はすぐに適用になりまして、この線に副つて実施されて行くのであります。

○溝口三郎君 一番関心を持つておるのは、この法律ではなくして、二万二千人の人であり、自分たちは幾らの俸給がもらえるようになるのか。それが今の一般職の俸給よりもこれは一号ぐらゐ上るのだ、そうして公労法の人たちと大体同じようなレベルになるのだというような期待を持つておるのではないかと。それを今の一般職の俸給と公労法の俸給の間の幾らになるか、今週中に幾らになるかわからない、こんな不確定なことでは困るので、そこをはつきりできないのかどうか。公布になつたら、あと一般職は先ほど申したように一番簡単なのです。四十号が四十一号になつた、それで七百円上つてい

る。四十号に対しては公労法のかたは千二百円上つてゐるのだから、八月一日に戻して、四十号に戻して、公労法の俸給を適用するならばこれは一番簡単なのです。そうして予算のほうは二十九年年度には七億ぐらゐ余計にあり、一般のベース・アップよりも余計にある。そこでこういう法律を通すならば、目的を、一日も早くこういう状態をなくするようにするのが当り前なのだ、条件が揃つてゐるなら、そういうふうにするのだというところを政府ははつきりなさつたほうがいいと思ふ。まだ幾らの俸給をやるかわからんというふうなことで、こんな法律をやつたつて無駄なのです。

○政府委員(田上辰雄君) お話のようにするために予算措置、予算の裏付けをはつきり今年度の予算においてもつけて行くべきである、おかなければならぬわけでありまして、併しこの問題は相当前から論議されておつたにかかわらず、これをなか／＼実施されておらない。従つて本年の予算につきましても、この特別法の裏付けになる予算を特に計上しておらない。そこに一つこの法案に対する弱点もあるわけでありまして、併しなぐらゐ／＼申上げるように、このアンバランスをできるだけ速かに一日も早く解消して行きたいという関係各省の希望もあり、又職員もこれを期待しておりましたので、取りあへず急ぎまして特別法案を提出いたしました次第であります。

職員は、この特別法が実施されるならば、給与準則が公労法適用の職員といふゆる非適用職員とのアンバランスは正の線に副つて速かに決定されるであらう、過渡的には一時十分なる是正

ができなくても、来年あたりからは当然完全な是正がされるであらうということをお願いしてゐると思ふのであります。これは直ちに全部のアンバランスについては完全なアンバランスは正はできなくても、できるだけ早い機会にできるだけアンバランスを正を回復して行けるということ、職員が期待してゐることであらうと思ふのであります。なほこのほかに関係の職員にとりましての非常な期待は第五条の特別給与にあると思ふのであります。い

わゆる業績賞手として公労法適用の職員と同一のこの特別な給与が支給されるという期待は、これは非常に大きな点に特別法として非常に重要な意味があると思ふのであります。

○溝口三郎君 時間がありませんから余り質問いたしません、私ははつきりしないことは、特別法を出してアンバランスを是正しようというこの法律が通れば、その法律が実行できるように努めるのは政府の責任だと思ふ。田上さんの話では、どうも本年度は財政的にはよくわからない、少くとも来年くらいにはこれは適用になるのだらう、それまで公務員は待つてゐるというふうなお話です。そんなに急がない法律なら、私は今、会期が少くなつてやる必要がない。もう少し予算を御覧になつて、余つてゐるなら、一日も早く給与準則の内容もはつきり明確にして、できるだけ速かに実行すると思ふ。第五号まで言われたから伺つておきたいのですが、昨年七億の不足がある、不均衡の問題があるというときに、政府の答弁では七億のうちの

三億というのは特別調整額なんだ。今度は特別調整額は全然問題は別だといふようなことが今までの御答弁じやある。今度は第五号は、これは重要な業績手当だ。業績手当のうちに特別調整手当で、今不均衡になつてゐる三億円は、業績手当で経費の節減等によつて財源を出せば、それは支給できるんだというふうな見込で重大だということ

を言われた。能率の向上は無難なことを言ふ。経費の流用というふうなことになる。又経費の節約です。そして三億の特別調整額というものが特に五号で重要な問題だといふようなことになる。そこへんの関係は何か先般は三億の問題は今年度の特別法案と全然別だといふように私は伺つておる。

昨年三億も不均衡を是正でやりたので、その予算はなか／＼面倒だといふので、どうもはつきりしない点がある。政府はどうかを考へていられるか、もう一遍田上さんから御説明を伺いたい。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 私から一言申し上げます。これは溝口君御承知のことでございますが、できるだけ速やかに右へならえに行きたいと思つております。御指摘のように急いで非適用者の職員を待遇をよくいたそうといったしましたから、幾分調査の不十分の点もあるだらうと存じます。速やかなる機会において右へならえにやるようにいたしたいと思つております。さう御承知をお願いしたいと思います。

○千葉信君 ちよつと予算の関係で。今期末手当てに関する法律案について衆議院の人事委員会が説明を致されてやつて参りましたが、その衆議院の人事委員会でも問題になりました予算額の

点について、先ほどこの委員会でも湯山委員から質問があつたのに対する田上君の答弁によると、大蔵省のほうから出て来ているこの総額百十五億円というのは見積額であるという御答弁がありました。見積額であるということになると、これは大体が大まかな腰だめの数字だといふふうにも考えられますが、今衆議院の人事委員会でも、終りましたあとで人事委員長のほうから、どうも政府のほうから出て来る数字、政府といつてもこれは主計局のほうから出て来る数字は、政治的な数字が多い、問題の解決を図ろうとするときには、できるだけ内輪に見積つた数字を出すし、そうでない反対の場合には、できるだけ大きく大まかな数字を出して来る、これは実に遺憾な態度だといふ意見がはつきりございました。

で、私は今年十二月の同種問題について考へてみましても、昨年は見積額として〇・二五カ月分の場合には九十五億円要する、これが大蔵省の最初の見積額だつた。ところが実際に支出された正確な予算額といふのは七十九億一千万円であつたといふことは、これは先ほど田上君から御説明があつた通り。勿論この七十九億一千万円という数字は地方公務員等に対する交付額の算定に當つて、全額を交付せず地方でそれ／＼負担してもらつたという建前に立つて、かなり査定された数字であります。それにしても見積額と相当開きを持つてゐる。まあこれはいいです。これはいいけれども、今度の同じく〇・二五カ月分の場合に昨年の十二月における見積額が九十五億円であつたものが百十五億円、同事でさういふ見積額になつてゐる。二十億も見積

額が増えた。これはどうも政府のほうから出て来る数字、政府といつてもこれは主計局のほうから出て来る数字は、政治的な数字が多い、問題の解決を図ろうとするときには、できるだけ内輪に見積つた数字を出すし、そうでない反対の場合には、できるだけ大きく大まかな数字を出して来る、これは実に遺憾な態度だといふ意見がはつきりございました。

で、私は今年十二月の同種問題について考へてみましても、昨年は見積額として〇・二五カ月分の場合には九十五億円要する、これが大蔵省の最初の見積額だつた。ところが実際に支出された正確な予算額といふのは七十九億一千万円であつたといふことは、これは先ほど田上君から御説明があつた通り。勿論この七十九億一千万円という数字は地方公務員等に対する交付額の算定に當つて、全額を交付せず地方でそれ／＼負担してもらつたという建前に立つて、かなり査定された数字であります。それにしても見積額と相当開きを持つてゐる。まあこれはいいです。これはいいけれども、今度の同じく〇・二五カ月分の場合に昨年の十二月における見積額が九十五億円であつたものが百十五億円、同事でさういふ見積額になつてゐる。二十億も見積

額が増えた。これはどうも政府のほうから出て来る数字、政府といつてもこれは主計局のほうから出て来る数字は、政治的な数字が多い、問題の解決を図ろうとするときには、できるだけ内輪に見積つた数字を出すし、そうでない反対の場合には、できるだけ大きく大まかな数字を出して来る、これは実に遺憾な態度だといふ意見がはつきりございました。

で、私は今年十二月の同種問題について考へてみましても、昨年は見積額として〇・二五カ月分の場合には九十五億円要する、これが大蔵省の最初の見積額だつた。ところが実際に支出された正確な予算額といふのは七十九億一千万円であつたといふことは、これは先ほど田上君から御説明があつた通り。勿論この七十九億一千万円という数字は地方公務員等に対する交付額の算定に當つて、全額を交付せず地方でそれ／＼負担してもらつたという建前に立つて、かなり査定された数字であります。それにしても見積額と相当開きを持つてゐる。まあこれはいいです。これはいいけれども、今度の同じく〇・二五カ月分の場合に昨年の十二月における見積額が九十五億円であつたものが百十五億円、同事でさういふ見積額になつてゐる。二十億も見積

額が増えた。これはどうも政府のほうから出て来る数字、政府といつてもこれは主計局のほうから出て来る数字は、政治的な数字が多い、問題の解決を図ろうとするときには、できるだけ内輪に見積つた数字を出すし、そうでない反対の場合には、できるだけ大きく大まかな数字を出して来る、これは実に遺憾な態度だといふ意見がはつきりございました。

で、私は今年十二月の同種問題について考へてみましても、昨年は見積額として〇・二五カ月分の場合には九十五億円要する、これが大蔵省の最初の見積額だつた。ところが実際に支出された正確な予算額といふのは七十九億一千万円であつたといふことは、これは先ほど田上君から御説明があつた通り。勿論この七十九億一千万円という数字は地方公務員等に対する交付額の算定に當つて、全額を交付せず地方でそれ／＼負担してもらつたという建前に立つて、かなり査定された数字であります。それにしても見積額と相当開きを持つてゐる。まあこれはいいです。これはいいけれども、今度の同じく〇・二五カ月分の場合に昨年の十二月における見積額が九十五億円であつたものが百十五億円、同事でさういふ見積額になつてゐる。二十億も見積

額が殖えているというのは、一体これはこんな殖えた見積額を国会にこの通りでございませうと言ふには、その見積額を算定する場合の条件なり基礎となつたものは相当変動している場合でなければならぬ。従つてその変動に対してはこの数字を弾いた当局ではわかつていふと思ふのです。去年九十五億四、實際支給額の七十九億一千万円といふことはこの際問ひません。併し半年もたたないうちに、仮りに給与の改訂があつたにしても、二十億も見積額が開いていふといふことは腑に落ちないのです。そういうことになる、これは今申上げたように政府のほうから出て来る数字は政治的なもの、極端に言うならば、作爲的な数字を出しがちなものであるといふように言われても私は答弁ができないと思ふのです。ここでこの次の委員会までにこんな去年の十二月から比べて見積額が殖えたその原因は何か、給与改訂のためにいくら殖えているのか、それから又国会に対する答弁とは違つて人員でも特に殖えているのか、補充を差止めやつておる、やつておると言ひながら、補充でもほとんどやつていふのか、公務員の数でも特に変動があつたのか、こういう二十億も見積額が殖えているその殖えた原因を、今度はつきりわかるように、ああるほどこれなら二十億殖えるのは当り前だといふふうには我々が納得できるような根拠を今度の委員会までにはつきり調べて来てもらひたいと思ふ。

○国務大臣(加藤鐵五郎君) 夏期手当に對するお話がありましたのでありますけれども、主計局に命じまして正確な数字を出してもらつたのであります。

て、私もはこの数字は正確なる数字であると確信いたしておりました、まさかそういう作爲的な数字でなからうと思ひますが、併し御注意もありましたことですから、一層もう少し立ち入つて正確な数字を出すようにいたします。

○委員長(松浦清一君) それでは今日の議題になりました二案件の質疑は次回に引續いて行ふことにいたしたいと存じます。

○委員長(松浦清一君) それから人事院總裁の御出席を願つておつたのですが、衆議院の人事委員会が終りましてから、すぐ役所のほうに、お歸りになつたといふことで御出席がなかつたので、滝本給与局長にこの際お伺ひしたいのですが、二月の十九日の両院人事委員会の打合せの席上で、地域給の是正勧告に對しまして、總裁から、人事院は両院人事委員会の強い要望もあるので地域給不均衡是正の措置について善処する、但し勧告の時期については諸般の事情を斟酌して慎重に考慮したいと、こういう旨の書面で御回答になりまして以来、本委員会では公式に御質問を申上げたことがないわけで、一日も早く眞に是正されるような正しい勧告がなされることを希望して、今日に至つておるわけですが、その後の経過それから勧告のできる一応の見通し等について、おわかりの範圍で御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(滝本忠男君) 二月の十九日に人事院總裁が両院人事委員長理事合同會議におきまして善処するといふことを申上げた次第でございませう。我々は人事院總裁がそう申しました趣

旨に従ひまして、その後の作業の一層の完壁を期すべく現在努力いたしております。すでに町村合併等も相当行われたこととございませうので、でき得る限り最近の時期までにこれを提えまして、この問題を織込んで行きたいといふことでやつておりました、我々の事務的作業もほぼ終末に近付いておる現在の状況でございませう。勧告の時期等につきましては、なお今後人事院會議等でこれをいろいろ検討することもあろうかと思ひますので、改めてこれは總裁からお答えになるべきものであらうと思ひますので、別の機会に總裁のほうにお尋ね願ひたいと思ひます。ただ作業の現段階は相当進捗いたしまして終末に近付いておることだけを申上げておきたいと思ひます。

○委員長(松浦清一君) それでは今回の委員会には是非とも總裁に御出席を願ひまして、大体非公式に流布される人事院の意向といふものは、四月中には勧告されるだらうといふようなことが流布され、又この眞実性についてはこれはわかりませんけれども、五月の月になれば五月中には勧告されるだらうといふ話が流布され、それから国会の会期中には必ずやるんだ、而も実施は四月一日からやるようにするんだ、こういうような非公式な話が流布されておるといふ現況でございまして、全国公務員諸君はその的確な時期が掴めませんために、今日か明日かといふそういう形で待望しておる、そういう姿にありますから、今回の委員会には是非今日質問のありましたことを給与局長から總裁にお伝えを願ひまして、その辺のところをできるだけ正確を期して公式に御答弁が願えるように一つ

御連絡を願ひたいと思ひます。それでは今日の委員会はこれを以て散會をいたします。

午後零時五十三分散會